

◎非常勤の職員の報酬及び  
費用弁償に関する条例

制 定 昭41. 6. 29 条例2

(目 的)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、非常勤の職員（以下「職員」という。）の受ける報酬及び費用弁償については、別に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(報 酬)

**第2条** 職員の報酬の額は、その者の勤務及び淀川右岸水防事務組合職員の給与に関する条例（昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第9号）第4条の給料表の適用を受ける者との権衡を考慮して、日額又は月額により管理者が定める。

(費用弁償)

**第3条** 職員が公務のため旅行したときは、その費用弁償として、淀川右岸水防事務組合旅費に関する条例（昭和35年淀川右岸水防事務組合条例第6号）の定めるところにより旅費を支給する。

2 職員が通勤に要する費用については、管理者の定めるところにより弁償することができる。

(施行の細目)

**第4条** 報酬の支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。